

# 公益財団法人全国教誨師連盟 定 款

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人全国教誨師連盟（以下「この連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この連盟の主たる事務所を、東京都中野区に置く。

2 この連盟は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この連盟は、教誨師が矯正施設において被収容者に対し精神的・倫理的・宗教的な教誨活動を円滑に行えるよう支援することを本旨とする。すなわち、教誨は自己の信ずる教義に則り、宗教心を伝え、被収容者の徳性を涵養するとともに、心情の安定を図り、被収容者には自己を洞察して健全な思想・意識・態度を身につけさせ、同時に遵法の精神を培い、更生の契機を与える。もって、矯正の実をあげ、社会の安定に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宗教教誨に関する調査及び研究事業
- (2) 教誨活動を充実発展させるための支援及び能力開発事業
- (3) 関係官庁、教宗団及びその他の関係機関との連絡調整並びに教誨活動に関する提言事業
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この連盟は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第二章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者大谷光照は、金1000万円をこの連盟のために拠出した。

(財産の種類)

第8条 この連盟の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この連盟の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(財産の管理・運用)

第9条 この連盟の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この連盟の事業計画、収支予算及び資金調達の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この連盟は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

第12条 この連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この連盟の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定め

る経理規程によるものとする。

- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### 第三章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第13条 この連盟に評議員16名以上30名以内を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この連盟の理事又は監事を兼ねることができない。
  - 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（評議員の権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 3 補充により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬等）

- 第17条 評議員には報酬を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

（評議員会）

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
    - (1) 役員の選任及び解任

- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか一般財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

#### (種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年一回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

#### (招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

#### (招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### (議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### (定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第四章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 この連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上16名以内

(2) 監事 2名

2 理事の内1名を理事長とし、4名以内を副理事長とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般財団法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この連盟の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長の権限は、理事会が定める職務権限規定による。
- 5 理事長、副理事長は毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この連盟の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの連盟の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの連盟に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、別に定める監事

監査規程による。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結した時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結した時までとし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第28条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(総裁)

第35条 この連盟に総裁を置く。

2 総裁は、評議員会において推挙する。

3 総裁は、随時会議に出席して意見を述べるとともに、この連盟の目的を達成するために助言をすることができる。

(顧問及び参与)

第36条 この連盟に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、評議員会の推挙により理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

(総裁等の報酬)



第37条 総裁、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 理事会

(理事会の構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この連盟の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第五章 委員会

(委員会)

第48条 この連盟の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

## 第六章 事務局

(設置等)

第49条 この連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。

3 事務長等職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬等規程

(7) 事業計画書及び収支予算書等

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第七章 会 員

(会員)

第51条 この連盟に会員を置く。

2 会員の種類を普通会员、協賛会員、特別会員とする。

3 会員に関する規程を別に定める。

(会費の徴収)

第52条 会員から会費を徴収する。

2 会費の変更については、評議員会の同意を得なければならない。

## 第八章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第56条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 この連盟は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この連盟は、一般財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 この連盟が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの連盟が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相

当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 この連盟が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第九章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この連盟は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第60条 この連盟の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって電子広告による公告をできない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第十章 補 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この連盟の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この連盟の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	松本哲朗	島地興霖	近藤哲城	深山 祐
	平野俊興	舎奈田経夫	富 祐彬	井上 廣
	山口芳典	疋田英順	長尾恵證	長屋善洋
	後藤法龍			
監事	中川文隆	楨 研治		

4 この連盟の最初の代表理事たる理事長は平野俊興とし、副理事長は舎奈田経夫、近藤哲城、富 祐彬、山口芳典とする。

5 この連盟の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

相河孔明	宮本正尊	井澤隆徳	伊達廣三
五十嵐紀典	池田賢勇	遠藤了義	鈴木國弘
増田廣神	三澤宥智	和田大雅	石川 宣
河合義雄	多田文樹	北畠顕諒	阪口隆俊
治田義行	脇屋好照	桑羽隆慈	小林哲朗
櫻井宥祥	久保博巳	藤野井昭仁	堤 暢之
富永眞秀	中山晃憲	薬師寺哲雄	

附 則（平成28年6月10日評議員会決議）

この定款は平成28年6月12日から施行する。